

## 不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条	文化財保護法施行令第5条第4項に規定された国指定史跡名勝天然記念物現状変更許可	歴史文化課

### 1 処分基準は次のとおりとする。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

- (1) 文化財保護法施行令第5条第4項に規定された国指定史跡名勝天然記念物現状変更を行おうとするときは、盛岡市教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- (2) 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、別に文部科学省令で定める。
- (3) 第一項の規定による許可を与える場合には、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。また、許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、盛岡市教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。